一般競争入札公告

社会福祉法人 清寿会 理事長 佐久間 勝

社会福祉法人清寿会の発注する「特別養護老人ホーム 清寿園 増築工事」について、下記のとおり公告します。

記

1、入札対象工事概要

(1) 工事名称 特別養護老人ホーム 清寿園 増築工事

(2) 工事場所 埼玉県春日部市内牧字谷向2072 他14筆

(3) 工事内容 建物増築にかかる建築工事一式

(4) 工事期間 契約確定日から令和4年1月31日まで(予定)

(5)建物概要 構造規模:鉄骨造 地上3階建

建物用途:特別養護老人ホーム100床(従来型)

老人デイサービスセンター

地域支援センター

敷地面積: 9,757.85㎡ 建物面積: 2,091.59㎡ 延床面積: 5,016.26㎡

2、入札方法等

(1) 入札方法 一般競争入札

(2) 入札予定価格 (非公表)

(3) 最低制限価格 有(非公表)

(4) 入札保証金 無(免除)

3、入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者)に定める要件に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、更生手続き又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 平成31年、32年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加者名簿(令和2年8月1日付) に、対象工事に対応する業種で登載されている単体企業(共同企業体は不可) で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 埼玉県格付 の級であること。
 - ② 経営事項審査数値の総合評定値(P)が1100点以上、経営状況評点(Y)が700点以上であること。
 - ③ 県内業者であり、資格者名簿に登載された「本店・主たる営業所又は契約権限のある営業所」が「越谷県土整備事務所管内」、「杉戸県土整備事務所管内」および「さいたま市」にあること。
- (4) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法 (昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置 要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に 基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 建設業の許可を有すること。
- (8) 平成27年4月以降に施工した、埼玉県内で特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設の80床以上の施工実績があること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。又、設計業務等の受託者又は 当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある企業でないこと。
- (10) 配置予定の技術者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有した監理技術者を専任で配置できる者であること。

- 4、一般競争入札参加資格確認申請書の提出
 - (1) 受付日時 公告日から令和2年10月2日(金)午前9時から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格等確認申請書 (様式有)
 - ②一般競争入札参加資格等確認資料 (様式有)
 - ③会社案内·会社経歴書
 - ④建設業許可証明証の写し
 - ⑤経営事項審査総合評点及び経営状況評点のわかる経営審査票の写し
 - ⑥平成31年、32年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び資格審査数値記載のある書類
 - ⑦参加資格の3(8) に該当する工事の施工実績(件名、金額、規模、工期等)を証する契約書の写し
 - ⑧法人登記簿謄本
 - ⑨配置予定の技術者の資格を証する書類の写し
 - ※上記①②の様式の書式は、下記問合せ先まで電子メールにて請求のこと 件名を「入札参加確認申請書送付希望」とする。
 - ※提出書類は1部とする。
 - (3) 提出方法

下記問い合せ先に必ず連絡の上、持参または郵送でも可(上記締切日必着)なお、提出書類は返却しない。

(4) 提出・問合せ先

社会福祉法人 清寿会 特別養護老人ホーム清寿園 〒344-0051 埼玉県春日部市内牧2072 TEL 048-763-3331 FAX 048-763-3332 担当:事務長 佐藤一 E-mail:satoh@seiju.or.jp

- 5、一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書の配布
 - (1) 入札参加資格確認審査後、<u>令和2年10月6日(火)まで</u> に全ての業者に参加資格の有無について、書面(メール、FAX等)にて通知を行う。
 - (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等「入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書」をCD-ROMにて郵送(<u>令和2年10月8日(木)午前必着</u>)する。CD-ROMを受領した業者は、法人本部にメールにて通知すること。件名を「設計図書等の受領確認通知」とすること。(現場説明は行わない。)※送信した図面関係は、見積以外には使用しないこと※配布したCD-ROMは、入札日に持参し、返却すること。
 - (3) 設計図書等に対する質疑

期日は、令和2年10月15日(木)午後5時までとする。

質疑は所定様式のデータのまま、問合せ先担当者にメールで送付すること。追って原本も郵送すること。質疑がない場合でも、所定の様式に「質疑なし」と記載しメールで送付すること。件名を「設計図書等の質疑」とすること。

(4) 設計図書等に対する回答

<u>令和2年10月20日(火)午後5時まで</u> にメールにて回答する。回答がない場合は、法人本部まで問い合わせをすること。回答は、全ての入札参加業者へまとめて送付する。

6、入札日程等

(1) 日時 令和2年10月30日(金)午後1時30分から

(10分前までに受付完了すること)

- (2)場所 内牧南公民館 2階 大会議室 (埼玉県春日部市内牧1498番地、TEL 048-761-0065)
- (3) 入札方法 入札書を封筒に入れて厳封の上、入札箱に投函
- (4) 開札 入札後即開札とする。

7、落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度 入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者及び、初度入札で最低制限価格 に満たない者は再度入札に参加できないものとする。

(再度入札は、2回まで実施するものとする。)

- (3) 初回入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うことができる。
- (4) 上記(2) によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、 下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合 (最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で 入札した者を対象とする)
 - ②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合

条件1:随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上 であること

条件2:交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと

条件3:入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと

条件4:契約額が確定した場合はその内容を書面にし事業者及び業者が署名捺 印をすること

(5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

- 8、入札にあたっての注意事項
 - (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、代表印で封印し提出のこと。
 - (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
 - (4) 落札者は、後日、入札金額内訳書を提出すること。
 - (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
 - (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行わないこと。
 - (7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
 - ⑥ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものがした入札
 - ⑦ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
 - ⑧ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印のないもの
 - イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ. 押印された印影が明らかでないもの
 - エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をしたものがしたもの
 - ⑨ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
 - (8) その他
 - ①公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがあること。
 - ②一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないこと。
 - ③入札は当法人の理事、監事の立ち合いによるものとすること。

9、契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に準拠する。
- (2)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第13条 第1項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書を添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除すること。
- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金等による交付時期及び独立行政法人福祉医療機構等借入金の交付時期に合わせるものとすることとし、下記を目安に協議の上決定とすること。

支払予定: 令和2年度末…工事契約金額の20%

※工事契約金額の20%以上の出来高を条件とする

: 完成時(工事請負契約の80%)

10、特記事項

- (1) 落札者は工事請負契約後、近隣住民に工事期間中の安全対策等について説明を行い、工事内容の周知に努めること。
- (2) 工事中は現場周辺の清掃を十分に行い、作業終了時には当工事に関連する部分 の後片付け及び清掃を徹底すること。
- (3)周辺道路の通行車両、歩行者には常に配慮し、通行に支障のないように交通の安全確保に努めること。特に大型車両の搬入経路は周辺道路状況を把握したうえで、警備員の配置等を行うこと。

また、工事車両は周辺道路に駐車しないよう管理を徹底すること。

(4) その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、県、市から指導等があった場合は、 それに従うこと。